まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 魅力ある都市づくりの実現のため、都市自治体が自主的・主体的な取組を行えるよう、都市計画法及び建築基準法における権限を都市自治体に移譲すること。 また、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策について、適切な財政措置を講じること。
- 2. 土地区画整理事業等について、採択要件の緩和、必要な財源の確保及び税制上の優遇措置を講じること。
- 3. 街路事業を着実に推進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置を講じること。
- 4. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、地域の実情にあった財政支援措置を講じるとともに、採択基準の緩和を図ること。
- 5. 国土の均衡ある発展を図るため、関連する各種の国家的プロジェクト等を着実に 推進すること。
- 6. 山砂利等の採取跡地の修復整備及び環境改善を図るため、自治体が良質な建設発生土を確保できるよう、適切な措置を講じること。
- 7. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理費について、財政措置を講じること。
- 8. 東日本大震災関係

被災地の復旧と再建に向けた土地区画整理事業については、制度の補助拡大や補助率のかさ上げなど、引き続き、特例措置を講じること。